

(様式5)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同して営むことを目的とする。

- (1) 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団の発注に係るメディアミックス型健康情報発信事業の委託業務（以下「委託業務」という。）の受託
- (2) 前号に附帯する業務

2 前項の業務のうち、各構成員が実施する業務については、別途協議のうえ定めるものとする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 住所〇〇・企業名〇〇 内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は令和 年 月 日までとする。

2 委託業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 _____

商号又は名称 _____

所在地 _____

商号又は名称 _____

所在地 _____

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行う

ことを名義上明らかにした上で、発注者及び関係官庁等と折衝する権限並びに請負代金
の見積、請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務委託料)

第 8 条 各構成員の業務の分担及び分担業務の委託料については、次条に定める運営会議
で別に定めるものとする。

(運営会議)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営会議を設け、当企業体の運営に関する重要
な事項について協議のうえ決定し、委託業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、委託業務の請負契約の履行及び委託業務の実施に伴い当企業体が負
担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者名義の預金口座によ
って取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 12 条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(委託業務途中における構成員の脱退)

第 13 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了
する日までは脱退することができない。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 14 条 構成員のうちいずれかが委託業務中において破産または解散した場合において
は、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 15 条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各
構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 16 条 この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

〇〇 外〇社は、上記のとおり〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を 〇通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、(公財) 沖縄県保健医療福祉事業団へ1通を提出するものとする。

令和 年 月 日

代表者 商号又は名称 _____

代表者名 _____ 印

商号又は名称 _____

代表者名 _____ 印

商号又は名称 _____

代表者名 _____ 印